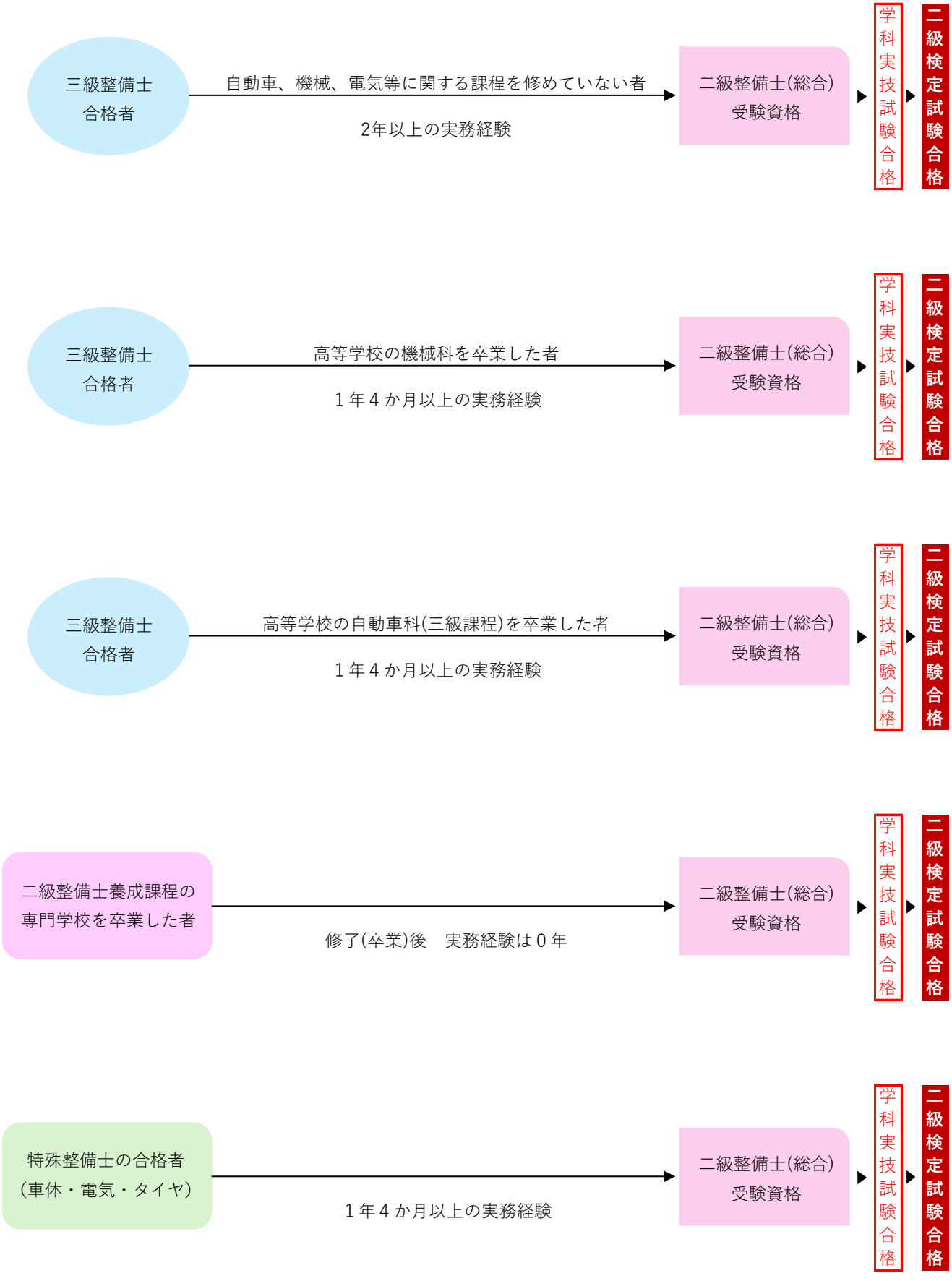
受験資格（実務経験）の考え方　～ 旧資格制度から新資格制度へ ～

● 二級自動車整備士(総合)を取得するには《例》



※新試験は、一級に限り令和10年3月（令和9年度第2回）からの開始となりますのでご注意ください。

● 一級小型自動車整備士を取得するには《例》 令和8年度一級講習・令和9年3月試験まで

二級整備士の合格者（二級シャシを除く）
→ 3年以上の実務経験
→ 一級小型整備士 受験資格
→ 学科実技試験合格
→ **一級検定試験合格**

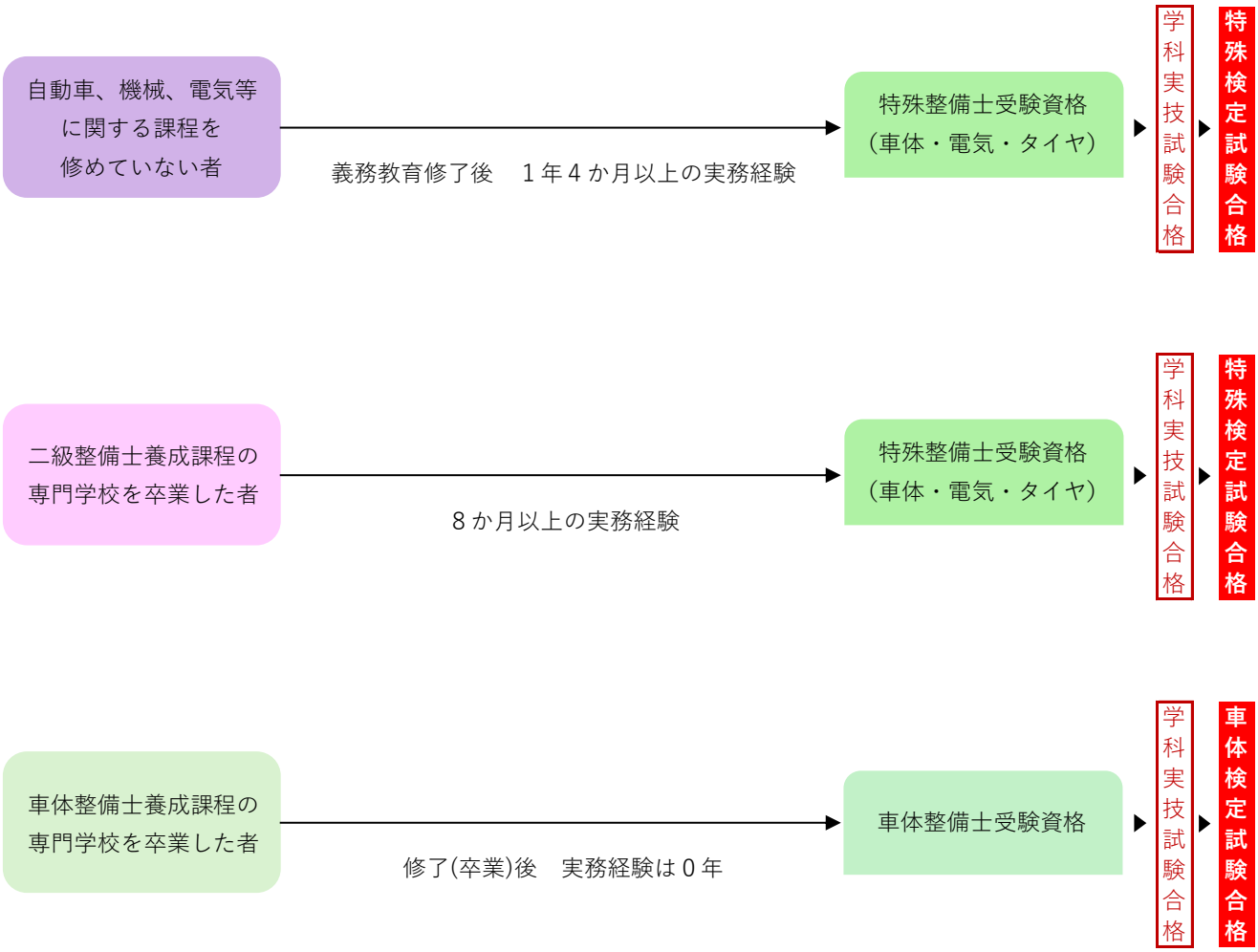
二級整備士の合格者（二級シャシを除く）であり、一級整備士養成課程の専門学校を卒業した者
→ 修了(卒業)後　実務経験は0年
→ 一級小型整備士 受験資格
→ 学科実技試験合格
→ **一級検定試験合格**

● 一級自動車整備士(総合)を取得するには《例》 令和9年度一級講習・令和10年3月試験開始

二級ガソリン又は二級ジーゼルの合格者
→ 3年以上の実務経験
→ 一級整備士(総合) 受験資格
→ 学科実技試験合格
→ **一級検定試験合格**

二級ガソリン又は二級ジーゼルの合格者であり、一級整備士養成課程の専門学校を卒業した者
→ 修了(卒業)後　実務経験は0年
→ 一級整備士(総合) 受験資格
→ 学科実技試験合格
→ **一級検定試験合格**

● 特殊自動車整備士（車体・電気・タイヤ）を 取得するには《例》



＜学科試験合格とは＞

登録試験の学科試験を受験し、合格すること。

＜実技試験合格とは＞

登録試験にあっては、学科試験合格後に実技試験を受験し、合格すること。

もしくは、一種養成施設(学校)の自動車整備士課程、又は自動車整備振興会講習所の技術講習を受講し、修了すること。

＜検定試験合格とは＞

学科試験及び実技試験を合格され、合格証書を得ること。（自動車整備士資格の取得）

※登録試験を受験した場合には、学科試験及び実技試験の合格をもって、『両免申請』をすることで検定試験合格となる。